

議案第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例  
第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項」を「前3項」とし、「特別職の職員に支給する旅費」の次に「及  
び交通費等」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、  
「額」の次に「又は前項の規定により支給する交通費等の額」を加え、同項を同条第3項  
とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別職の職員（規則で定める職員に限る。）であって、市外に住所又は勤務地を有する  
ものが公務のため市の区域内において会議等に出席したとき（前項の旅行により出席し  
たときを除く。）は、会議等の出席のために要する費用（以下「交通費等」という。）を  
支給することができる。この場合において、交通費等における日当については、会議等  
の出席のために宿泊を伴う場合に限り、支給することができるものとする。

別表中「旅費の額」を「旅費の額又は交通費等の額」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び別表の規定は、令和6年4月  
1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び別表の規定は、会議等の出席のために令和6年4月1日以後に利  
用する交通機関、宿泊施設等に係る費用について適用する。

議案第●号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>前項</u>の規定により支給する旅費の額_____は、別表のとおりとする。</p> <p>3 <u>前項</u>に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費_____については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】 備考 (略)</p>	<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>特別職の職員(規則で定める職員に限る。)</u>であつて、<u>市外に住所又は勤務地を有するものが公務のため市の区域内において会議等に出席したとき(前項の旅行により出席したときを除く。)</u>は、<u>会議等の出席のために要する費用(以下「交通費等」という。)</u>を支給することができる。<u>この場合において、交通費等における日当については、会議等の出席のために宿泊を伴う場合に限り、支給することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により支給する旅費の額又は前項の規定により支給する交通費等の額は、</u>別表のとおりとする。</p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費及び交通費等については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】 備考 (略)</p>

【別記】

(現行)

区分	報酬の額	旅費の額

(改正案)

区分	報酬の額	旅費の額又は交通費等の額

## 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正概要

### 1. 条例改正理由

市外に住所又は勤務地を有する特別職の職員（規則で定める職員に限る。）が、公務のために市の区域内において会議等の出席のために要する費用（以下「交通費等」という。）を支給する取扱いに改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

### 2. 条例改正概要

#### （1）現行の取扱い

公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

#### （2）改正後の取扱い

（1）の取扱いに加えて、市外に住所又は勤務地（会議等の出席をするために起点となる場所を指す。）を有する特別職の職員（規則で定める職員に限る。）が、公務のために市の区域内において会議等の出席のために要する交通費等を費用弁償として支給することができる。

なお、交通費等における日当については、会議等の出席のために宿泊を伴う場合に限り、支給することができる。

### 3. 施行日及び適用日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

※令和6年4月1日以後に利用する交通機関等に係る交通費等について適用する。

宝塚市規則第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号。以下「条例」という。)第2条第2項及び第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項の規則で定める職員)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める職員は、教育委員会委員その他市長が特に必要があると認める職員とする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。